

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
指定相談支援 西海市社協障がい者相談支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会が開設する指定相談支援事業(以下、「事業所」という。)において実施する相談支援の事業は、次に掲げる便宜の供与を行うことを目的とする。

- (1) 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行うものからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与すること。
- (2) 介護給付費等の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該者の依頼を受けて、支給決定に係る利用者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス利用計画を作成するとともに、サービス利用計画に基づく障害福祉サービス提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること(以下、「指定相談支援」という。)

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適正な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して指定相談支援を行うものとする。

2 指定相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないように、公正中立に行うものとする。

3 指定相談支援の事業の運営に当たっては、関係市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西海市社協障がい者相談支援センター
- (2) 所在地 長崎県西海市西海町黒口郷 1477 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 相談支援専門員 1名(常勤職員1名)

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者

(指定相談支援の内容)

第7条 事業所で行う指定相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の日常生活全般に関する相談に関する業務
- (2) サービス利用計画の作成
- (3) サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供を確保するための指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整
- (4) 利用者の居宅の訪問による継続的なモニタリング
- (5) その他必要な支援、助言等

2 前項第1号のサービス利用計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 利用者及びその家族の生活に対する意向、利用者の総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題
- (2) 提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期
- (3) 障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当するもの
- (4) 障害福祉サービスを提供する上での留意事項

(指定相談支援の提供方法)

第8条 指定相談支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、利用者から障害者自立支援法第32条第2項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

2 前項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、西海市の全域とする。

(緊急時の対応)

第11条 利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じ

たときは、速やかに主治医や消防署等連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 提供した指定相談支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を十分に配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、職員の勤務体制についても整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 職員は、その業務上知りえた利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者が、業務上知りえた利用者並びにその家族の秘密を保持するよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者並びにその家族に関する個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が別に定める。

附則

この規程は平成18年10月1日から施行する。

附則

この規程は平成18年10月3日に改正し、平成18年10月1日から適用する。

附則

この規程は平成19年3月28日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成21年5月27日に改正し、平成21年4月1日から適用する。